

司法書士の資格をもたない行政書士が登記申請書を作成し、その登記をしたとして逮捕された事件についての会長声明

平成 28 年 1 月 28 日（木）複数の新聞報道等において、大阪市に事務所を設ける行政書士が、司法書士の資格がないにもかかわらず中国人女性を代表とする実体のない会社の登記申請書を作成し、その登記をしたとして司法書士法違反容疑で逮捕されたと報道されました。また今回逮捕された行政書士は、報酬を得て同様の架空会社の設立登記など、これまで約 1,000 件の違法な登記を繰り返していたと供述しているようです。

司法書士法第 73 条は、司法書士でない者が、他人から依頼を受けて登記申請手続きの代理や申請書類の作成を行うことを禁止しています。

法律上、行政書士は「会社の設立登記」や「役員変更登記」などの会社・法人登記手続きのみならず、「相続登記」などの不動産登記手続きにつきましても代理することや申請書を作成することはできません。

無資格者による司法書士法第 73 条に違反する行為は、登記制度の根幹に関わる重大な問題であり、当会としましては、国民の権利が害されることのないよう、また登記制度への信頼確保のために関係機関とも連携して、引き続き厳正に対処してまいります。

2016 年（平成 28 年）1 月 28 日

大阪司法書士 会長 中谷 豊重

【司法書士法 抜粋】

（非司法書士等の取締り）

第 73 条 司法書士会に入会している司法書士又は司法書士法人でない者（協会を除く。）は、第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する業務を行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

3 司法書士でない者は、司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。